

平成29年9月6日から
平成29年9月6日まで

標 茶 町 議 会
議案第62号・議案第63号
審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

議案第62号・議案第63号審査特別委員会記録目次

第1号(9月6日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第62号 平成29年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第63号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	5
総括質疑	
深見 迪 君	16
渡邊 定之 君	18
平川 昌昭 君	23
櫻井 一隆 君	27
閉会の宣告	28

議案第62号・議案第63号審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成29年9月6日（水曜日） 午後 1時10分 開会

付議事件

議案第62号 平成29年度標茶町一般会計補正予算

議案第63号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長	川村多美男君	副委員長	松下哲也君
委員	櫻井一隆君	委員	後藤勲君
〃	熊谷善行君	〃	深見迪君
〃	黒沼俊幸君	〃	渡邊定之君
〃	鈴木裕美君	〃	平川昌昭君
〃	本多耕平君	〃	菊地誠道君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 舘田賢治君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	牛崎康人君
企画財政課長	高橋則義君
税務課長	武山正浩君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	伊藤順司君
農林課長	村山裕次君

農林課参事	柴 洋 志 君
育成牧場長	類 瀬 光 信 君
水道課長	細 川 充 洋 君
建設課長	狩 野 克 則 君
事業推進室長	常 陸 勝 敏 君
病院事務長	山 澤 正 宏 君
やすらぎ園長	中 村 義 人 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教委管理課長	穂 刈 武 人 君
指導室長	蠣 崎 浩 一 君
社会教育課長	伊 藤 正 明 君
農委事務局長	相 撲 浩 信 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小野寺 一 信 君

(議長 館田賢治君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから議案第62号・第63号審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時42分開会)

◎委員長の互選

○議長(館田賢治君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条の第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたしたいと思っております。

休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

菊地君。

○委員(菊地誠道君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮りを願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。

菊地委員。

○委員(菊地誠道君) 委員長には川村委員を推薦いたしますので、よろしくお取り計

らいを願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から、委員長に川村委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には川村委員が当選いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

（委員長 川村多美男君委員長席に着く）

○委員長（川村多美男君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（川村多美男君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮りを願います。

○委員長（川村多美男君） ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 副委員長には松下委員を推薦いたしますので、よろしくお取り計らいを願います。

○委員長（川村多美男君） ただいま菊地委員から、副委員長に松下委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(川村多美男君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には松下委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

- 委員長(川村多美男君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第62号ないし議案第63号

- 委員長(川村多美男君) 委員会に付託を受けました議案第62号、議案第63号を議題といたします。

議題2案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題2案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第62号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第62号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

初めに、2款総務費について質疑を許します。

質疑ございませんか。

鈴木君。

- 委員(鈴木裕美君) 11ページの地域交通対策費で市街地への試験運行ということなのですが、どのようなルートを考えていらっしゃるのか、あるいは、それら運行するに当たっての住民への周知はどのように図るのか伺いたいと思います。

- 委員長(川村多美男君) 副町長・森山君。

- 副町長(森山 豊君) お答えいたします。

市街地循環バス、試験運行ということで実施をいたします。

実施期間につきましては、10月中旬から12月中旬までを現在は想定しているところであります。

コースでありますけれども、役場を9時36分に出発をして、往路につきましては到着が10時49分、約1時間13分というふうになります。その中で停留所を37カ所設置しながら

ら、桜、麻生、旭、川上、開運等を回りながら循環をしていくという形になっております。

対象者は、70歳以上、敬老パスを持っていらっしゃる高齢者の方並びに身障手帳を所持している方を対象に進めていくということになっております。

これにつきましては、午前中に1便が今申し上げた時間帯、2便ですが、復路となりますけれども、10時59分から12時12分までの復路というふうになっているところであります。

住民周知につきましては、9月中に配布いたします広報に折り込みという形で周知をさせていただくことを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） ほかに質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今の問題に関してもう少し詳しく教えていただきたいと思うのですが、車種についてはどのような車種を使ってやるのか。

それから、運転手の確保というものはどういうふうになるのか。

それと、料金というのは、老人パスということなのですが、例えば忘れてたり、違う人が乗るといったようなことがあったとすれば、どういうことが起きるのかということもわからないのですけれども。

それと、他の業者もいるわけなのですが、この辺の関係は、例えばタクシー会社だとかいろんなものがありますけれども、そういうところとの連携はどのような形になっているのかということがいまいまいわからないので、その辺を教えていただきたいと思っておりますけれども。

○委員長（川村多美男君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

使用いたします車両につきましては、10人乗りのワゴン車を想定しているところであります。

それから、運転手につきましては、今、業務委託料でありますので、町内の輸送会社に委託ということでの輸送会社の運転手というふうになると思っております。

料金については、現在、無料で考えているところであります。

パス等を忘れたときの部分の想定ですが、恐らく判定等はずくとおもいますが、それにつきましても、対応については十分詰めながら進めていきたいというふうに思っているところであります。

それから、町内のタクシー会社等との調整ということでもありますけれども、事前に協

議等は済みまして、了承される中で、今回の試験運行を行うというところでございます。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 今回、3款1項2目で老人福祉の中で、高齢者の高齢者等住宅改造補助金として126万4,000円、当初予算では152万3,000円ですか、これは終了されたということでの追加と認識しますが、内容について何件、例えばどの部分を申請されているのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

当初予算では152万3,000円で行ってまいりましたが、今までに支出済みが1件ございまして、これが69万6,000円でございます。今後、支出予定の部分につきましては、額が確定している部分については49万1,000円でございます。今後、まだ額が確定はしておりませんが、新規で2件申請予定があるということございまして、これが160万円を見込んでいるというところございまして、合計278万7,000円になりますが、この不足額について今回補正をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） わかりました。

それで、これはかなり古くから規則等、条例でうたっておりますけれども、例えば申請する場合の手続上は業者さんを通すとかいろいろ手法はあるのですが、これ応募方法でなくて、申請行為に当たって、1件ごとに処理しながら支出していくという申請方式というのですか、そういうことになっているということですね。これちょっと確認しておきたかったのです。

○委員長（川村多美男君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 基本的には、そのような形で申請があつてからの部分となっております。ただ、従来多いのが介護保険を認定されている方が最近多くなってきてございまして、この部分につきましては、ケアマネジャー等の助言のもと申請するというケースがふえてきているというふうに思っております。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。

質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員(櫻井一隆君) 4款2項2目15節、このクリーンセンターの修繕というか、水漏れについてというお話だったのですが、もうちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

○委員長(川村多美男君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君) お答えいたします。

現在、焼却炉の炉内の水漏れ3カ所について、現状で焼却はしておりますけれども、支障を来しているということで、水漏れについて修繕するということでございます。

○委員長(川村多美男君) 櫻井君。

○委員(櫻井一隆君) 前にこの水漏れというお話なかったですかね。ちょっとぼやっとした記憶があったような。前にも同じような話なかったですか。

○委員長(川村多美男君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君) 以前に工事費として修繕しておりまして、7月に工事で修繕しておりますけれども、炉につきましては、水漏れについては新たにまた発生しているということで、今回追加したところでございます。

○委員長(川村多美男君) 櫻井君。

○委員(櫻井一隆君) 結局、炉の中の温度が上がるから炉を冷やさないとならない、そのために配管をしているようですけども、その配管が破損していると。前回直したところとはまた別なところがいつてしまったと、こういうことですか。

○委員長(川村多美男君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君) 炉の構造について少し説明させていただきますと、焼却炉全体を水の層で包んでおりまして、そのごみを燃やす内側にキャスターといいまして耐火レンガが張っております。耐火レンガのところの中というのは、どの程度鉄板が傷んでいるかどうかというのは区別がつかないのですけれども、耐火レンガのところから水漏れをするわけですけども、そこを剥がすと、中の鉄板がもう何カ所も穴があいてぼろぼろになっているという状態があちこちで見られます。ここ四、五年、毎年のように水漏れを修理しているわけですけども、外から見た感じでは全部把握できないので、その都度水漏れがあったときに修繕工事をしております。

○委員長(川村多美男君) ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 衛生費で今回、病院費の中で医師確保対策、過疎債を一般財源と地方債に振り替えて計上しております。当初では3,100万円ほどの過疎債を計上しておりますが、この確保対策の財源の内訳についてももう少し詳しくお聞きしたいのと、今この時期に医師確保対策としてどんな内容で進められているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

今回の医師確保対策としては、当直医師の確保対策のための部分が今回の補正の内容となっております。

内容的には医師の報酬、それとこちらのほうに来られるための出張にかかわる交通費、こういったものとなっております。当初予算よりちょっとこの医師確保対策事業として費用がふえるという見込みに立ったために、今回180万円ほどの増額補正をしたいという地方債の内容等でございます。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今回、医師の確保というのは、どちらから派遣を予定されていますか。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） こちらの当直医師にかかわっては、現在、北大の消化器外科Ⅰ、さらには厚真町のほうに医療機関がありますあつまクリニックからの医師の出張費にかかわる経費、それと、ことしの4月から網走にあります医療機関、こが病院のほうに勤務されている医師の方が月2回当直という形で来ていただいていますので、こういった方々の費用という形になります。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 13ページの農業企画費であります。800万円の追加がありますけれども、当初予算3月では全体で559万円、6月の補正で100万円ありまして650万円ということで、今回800万円という当初予算から見ますとかなり大きな額の補正がされているようですけれども、これについての内容の説明、もう少し詳しくお話をいただき

たいと思います。

さらに、3目農業振興費でありますけれども、負担金の212万5,000円、内訳を見ますと新規就農支援ということになっておりますけれども、この内容についてご説明をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

まず、1点目の800万円の内訳というか、中身についてですが、これについては昨年の台風というか、台風なのか、7月2日の集中豪雨によるものちょっとはつきりしませんが、多和の明渠に流木が流れて、その影響で直線であった明渠が若干迂回した形で草地を侵食しているという状態になっております。それをもとの直線のほうに直すということで、のり面の保護工事と、あと侵食されました農地の復旧工事を行うものでございます。のり面の復旧については延長が60メートル、農地の復旧については約420平方メートルを予定しているところでございます。

2点目の農業振興費につきましては、これについては新規就農支援ということで、本年8月1日に虹別のほうに新規就農いたしましたご夫婦に就農一時金ということで100万円、新規就農支援事業となっているのですが、これが新しく4月より農業次世代人材投資事業というふうに名前が変わっております。中身的には新規就農支援事業とほとんど変わりません。それに対する就農支援金、就農をしたための事業のお金が112万5,000円、これについては旦那さんが150万円、奥さんが75万円の225万円なのですが、これを2期に渡って支出することになっておりますので、今期については前期分ということで112万5,000円を計上しているところです。

○委員長（川村多美男君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 最初のまず工事の800万円ですけれども、今の説明ですと、昨年の7月となりますと、新規、いわゆる予算の中で何で計画されなかったのかということをお聞きしたいと思います。

もう一点、今の支援事業ですけれども、支援事業と一口で言われておりますけれども、どのような事業に対して、支援というのはどのような内容なのかということも、さらにお聞きをしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 先ほど7月と言いましたが、これは本年7月の大雨でということですが。先ほど台風と言いましたのは、台風の影響なのかどうか分かりませんが、

それも考えられるかなど。ことしの7月2日の大雨後、その圃場の農業者より流木が流れて圃場が侵食されているというふうに連絡を受けているということ。

もう一点の支援なのですが、これにつきましては、もともと青年就農給付金の経営開始型というのがございまして、それが5年間給付されます。その支援経営開始型に対する支援でございます。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 本多委員が質問した6款1項3目19節の新規就農の説明がありましたけれども、これを決定する、これにかかわる話し合いをする組織、団体というものがありましたら教えていただければ。この人を新規就農、決定しますというときに、それにかかわる団体、個人等がありましたら。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

本町には担い手育成協議会というのがございまして、そちらには標茶町、農協、普及センター、NOSA I、指導農業士、サポートセンター等の代表の方が委員としてなっています。その構成団体であります担い手育成協議会のほうでそれを決定しております。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 2目道路維持費でありますけれども、4,500万円工事があります。その内容お聞きしましたところ、いわゆる地域から出ている要望に沿っての事業だということでもあります。大まかで結構です。大きな数字だけでよろしいので、特別な地区があれば何地区のどのような仕事かということもお教えいただければと思いますが。

○委員長（川村多美男君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 工事請負費4,500万円の内容についてご説明させていただきます。

この内容につきましては、地域要望などの工事を実施するための不足額及び新規に補修工事等が必要になった箇所工事費の増額ということで要望しております。

内容につきましては、河川整備としまして、部分的な護岸の補修等が4カ所、こちら

が1,500万円、のり面補修といいまして、道路ののり面の補修、これは阿歴内地区の農道でございますけれども、阿歴内3線、こちらが明願寺から国道に抜ける部分で、以前壊れていた箇所が今シートを張って維持している状況の部分を補修したいというところでございます。こちらが400万円の予算でございます。

あと、歩道補修としまして、こちら新規に出てまいりました町内の市街地常盤地区で、現在、町道の補修を実施予定している箇所をあわせて歩道も補修するというので、こちらは新たに発生した部分でございます。こちらが1路線400万円でございます。

あと、継続で実施しております舗装の補修、これについては5路線1,800万円。

あと、もう一カ所、視線誘導標でございますけれども、冬に向かいましてスノーポール等が抜け落ちている箇所、こちらは町内全域にかかりまして、こちらについては400万円、これで合わせますと4,500万円の内容で計上しております。

○委員長（川村多美男君） ほかに質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 15ページ、除雪対策費の中で、先ほど11節と18節の関係、説明いただきましたけれども、払い下げ車両で払い下げ価格が110万円で、それに払い下げ車両の修理代が46万円というのですけれども、先ほどちょっと聞き漏らしたのですけれども、どこからの払い下げで、当初、備品購入で1,400万円見ていたのですけれども、それが払い下げの車両にしたという経過というものをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（川村多美男君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 除雪対策費の備品購入費の補正の内訳でございます。

まず1点、除雪ドーザー、今年度これは当初予算で取得いたしました。そのときの入札執行残、こちらにつきまして1,745万6,000円、こちらが残額となりましたので、まずここを減額いたします。

払い下げ車両につきましては、北海道がそういった車両を全道的に道内の自治体に払い下げということで、ことし希望の申し込みの聞き取りがございました。建設課としましては、現在持っている車両に追加して、より効率的な除雪が可能になるであろうと思われまます除雪専用車、こちらの取得を申し込みしたところ、それが町のほうの配当に決まりましたので、その購入費として110万円を計上したところでございます。

○委員長（川村多美男君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 理解いたしました。

ということは、当初約三千何百万円の除雪ドーザーを取得のあれで入札をやって、そ

れがちょっとかなり安い金額で入ったと。その執行残と、その額を減額にして道の車両の払い下げがあったということで理解していいですね。

○建設課長（狩野克則君） そのとおりでございます。

○委員長（川村多美男君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 失礼しました。

そのとおりでございます。

○委員長（川村多美男君） ほかに質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 15ページ、この一番下の町営住宅建設費ですけれども、これは設計変更ということで190万円、先ほど報告があったのですけれども、今建てている公営住宅なのか、ほかなのか、それとどのようなことが起きたのか、ちょっとお知らせ願いたいと思いますけれども。

○委員長（川村多美男君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 町営住宅建設費の委託料の変更の内容でございます。

まず1点が、桜南団地、これは現在建築中の建物でございまして、現在建てられている住宅が1LDKが2戸、2LDKが2戸の1棟で建てられております。それが昨日の内容であったと思いますが、住民からの聞き取りを行いまして、2LDKの入居者が非常に要望が高いということで次年度から、1棟の建物を2LDK4戸で1棟、4戸1棟の建物に設計を見直します。その変更の内容が1つでございます。

それと、あわせまして、同じく今行っております川上団地、こちらは住戸改善で行っておりますが、現在建てられている建物について設計を、今の建てかえしながら修正箇所がまずございます。それとあわせまして、現在1棟、現在の建物が18戸でございますけれども、来年度はそれが1棟12戸の建物になりますので、設計の変更の修正が必要でございます。この2カ所の公住の建てかえに伴います設計変更の見直しという内容でございます。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 同じところなのですが、ここで設計変更になるということは、建物そのものの構造が変わるということですから、工事費もやがて変わって出てくると、こういうふうに理解してよろしいですか。

○委員長（川村多美男君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 建物の面積が変わりますので、工事費についてもその分増

額になります。

(「わかりました」の声あり)

○委員長(川村多美男君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 17ページの需用費の中で、先ほどのご説明では全道高校駅伝に関する事だというふうに伺いましたが、昨年も高校駅伝が実施されているの件なのですが、住民への周知をどのようにしていくのか、応援旗とかのぼり等々では町に出ればわかりますが、以前、昨年チラシを新聞折り込みで周知されたというふうには思うのですが……

(何事か言う声あり)

○委員(鈴木裕美君) 総括ではないようにして。

ただ、地元の子供たちが走ることがわからないというふうに応援している町民の皆様が訴えられておりましたので、地元の方が出るということでもっともっと応援に来れるのではないかという声もあったものですから、その辺伺っておきたいと。

○委員長(川村多美男君) 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長(伊藤正明君) 答えいたします。

今現在、高校の事務局の先生と昨年の反省を踏まえていろいろやりとりをしまして、先日も特に観客が集中する各中継所の競技役員の職員の振り返りで、どういったことが耳に入ってきたとか、観客の反応とか、走者に対しての課題とか、そういったことを拾い上げて、それは事務局のほうに持ち帰って、今検討して改善に向けて進めているということですが、その中でも特に走者が間違っただけで走る場所があったりとか、あとは手旗を持っている町民の方と持っていない方がいたり、それはどこからもらえるのかとか、そういったことも課題に上がっていました。そういうことも含めて、今こちらで応援支援ということで、手旗と、あとはのぼり旗とか、そういったものをこれから作製しまして、早い段階で町民の方に周知して手渡す方法を考えていますので、あとは住民周知のチラシについては広報しべちゃを利用したり、あとは折り込みで周知するというのは高校事務局のほうで準備を進めていますので、それは間もなく出るのかなと思いますが、そういったところで周知は図るということで考えておりますのでご理解ください。

○委員長（川村多美男君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 理解しますが、地元標茶高校生の走者といいますか、プライバシー、個人情報にも係るのかもしれませんが、その生徒さんの走る名簿といいますか、それがあればいいねという声、私のほうには寄せられておりましたので、その辺も事務局のほうに検討してくださるようにご配慮いただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

今のご意見も事務局のほうに伝えて、対応についてはそちらのほうにお任せする形にしたいと思いますので、ご理解ください。

○委員長（川村多美男君） ほかに質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 16ページの1目社会教育総務費の報酬と13節委託料で、先ほどの説明で設計委託料で現郷土館の耐震改修に伴う設計委託料という説明でございました。上の報酬なのですが、これは設計改修に伴う文化財の関係で、専門員の意見を聞いたりするための報酬という理解でよろしいですか。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

この報酬についてですが、現在、郷土館機能移転に伴いまして、移転先の施設内の展示構成、これらに向けて、当初、文化財専門委員会、年間開催回数が2回の予定でしたが、その展示構成について綿密な打ち合わせと委員の意見を聞き取るという機会をしっかりとる必要があるということで、今現在も月1回のペースで専門委員会を開きまして、逐次その改修の状況や内装の進捗状況等も含めまして、その部屋部屋ごとにどういった展示構成が必要になってくるのかというのを協議する会議体を今開いていますが、その新しい施設の展示構成についての協議ということで、必要な回数を今回追加で提案いたしました。ご理解ください。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税から20款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、以上で議案第62号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第63号、介護保険事業特別会計補正予算、歳入歳出予算、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、歳入歳出予算、歳入一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、以上で議案第63号、介護保険事業特別会計補正予算案を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時25分

○委員長（川村多美男君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより本案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 私のほうから1点だけ質問したいと思います。

例のマイマイガの異常発生についてちょっと伺っておきたいと思いますが、予算書を見たら載っていないのですけれども、マイマイガについての予想される被害、これは今のところ出ていますでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

農業被害のほうはちょっと把握していないのですけれども、環境面、生活環境のいうことでお答えしたいと思います。

マイマイガにつきましては、卵からかえったときの一番小さいときの幼虫に毒がある

ということで、北海道立総合研究機構の森林研究所のホームページを調べましたら、そういう幼虫のとき毒があるということで、成虫になりましては、見た目の大きさとか、それから不快感等があるということでありまして、特に被害というか、そういうことは、成虫が卵塊を産みつけまして、それに鱗粉がついていて、ちょっと茶色くなって見た目が悪いということで、その防除、剥ぎ取りですとか、そういうことで個人個人で対応しなければならないということで、特に予算が絡むような被害というところまでは至っておらないと把握しております。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 今、住民課長のほうから農業の被害というふうに出ましたので、私のほうから農業、林業については報告は受けておりません。

ただ、林業については葉を食べられるという被害というか、実害があるというふうに聞いておりますが、ちょっと聞くところによると、枯死まで至ることはないというふうに聞いております。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それほど深刻な被害には至らないというような、町のホームページに詳しく出ていますので、それも私もちょっと読んでみたのですが、その点では少し安心しているのですが、振り返ってみれば、登校時の児童生徒、特に小学生が手のひらに乗ったり、つまんだり、遊びながら登校している姿を見ました。これについての注意喚起とか指導等は、そのころはかなり大きな幼虫になっていたもので、さっきの説明によると、ホームページにも出ていますが、生まれたばかりに毒があるという話だったので、そのころは大丈夫だったのかなというふうに思うのですが、この点についての学校での指導とかというのは特になかったですか。指導必要ないですか。

○委員長（川村多美男君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

今回のこのマイマイガの大量発生ということで、登校通学路に交差点含めてマイマイガが大量に死んでいるという状況は実際あったわけなのですが、特別学校のほうでこういった指導とか、そういったところがされているという形では、委員会のほうには報告は受けてございません。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それでは最後ですけれども、町のホームページには卵塊の除去について住民に呼びかけているような内容なのですね。その卵塊が多数残っていて、かなり電柱の上のほうまでびっしりついているのです。これについて、これそのまま置い

ておくと、越冬して来年の5月か6月ごろにまたかえるのですよね。それで、この卵塊の手の届かないようなところの除去については、ぜひしたほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、その点いかがですか。

○委員長（川村多美男君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） これもまた北海道立総合研究機構林業試験場のホームページ等を見まして、そこからの回答になりますけれども、このマイマイガについては卵塊、それから幼虫、成虫までにおきまして、野鳥等の餌になるということで、余り高いところまで危険を冒して除去することはないといひまして、今回、私も標茶に育ってから非常に大量発生と感じているのですが、これが資料を見ますと北海道では10年か11年ごとに大発生するというので、果たしてことしが一番そのピークなのか、来年もつとすごくなるのかというのは予想がつかないところですが、大発生が終息するには二、三年かかるということで、これにつきましては、10月の広報にも卵塊の除去ということで町民の方の協力を呼びかけますけれども、町ができること、それから町民ができることということで今回町民に呼びかけ、また、来年の春につきましても、卵から幼虫にかえる時期についてはまた毒を持った幼虫がかえるということで、その除去についても協力を呼びかけていきたいと考えております。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ホームページを見たら、除去の仕方についても詳しく載っていて、除去したらいいのかなというふうに思って今質問したのですが、放っておいても野鳥の餌になって大丈夫だということ、そういうふうに解釈していいのですかね。放っておいて構わないということですね、そうしたら。

○委員長（川村多美男君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 手の届くところに対しましては、少しでも来年の発生を抑えるために除去していただきたいということでございますけれども、高いところにつきましては、今のところ町のほうで、公共施設につきましては、なるべく管理者と協議しまして卵塊についてはとっていきたいと思っておりますけれども、それ以外の電柱の高いところ等については、特に剥ぎ取るとかということを考えてはおりません。

（「わかりました。以上で終わります」の声あり）

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 先ほども新規就農のことについての議論がありましたけれども、これは標茶農協、JAの役員さんからの話でもあるので、確かな事実だと

思うのですけれども、虹別地区で新規就農を予定していた農家が現実的には就農できなかったという事実は、これは、ある先ほど紹介された会議の中でそういう結論が出されたのか。新規就農を受け入れるといたしますか、牧場継承型の希望があって、それが結局、没になったと。それは農協の理事会の中でも議論されて没になったという話なのですけれども、先ほど言われた各団体の中でこのことが話題になって、そこで就農できなくなったという。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ちょっと今、渡邊委員のおっしゃっているできなかったという方が余り思い出せないのですが、先ほど申しました協議会の中で、今言っているのは今年度ですかね。今年度中にはそういう対象というか、協議会の中で就農できないというふうにお断りした例はないというふうに思っています。

○委員長（川村多美男君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 農協の役員の方からお聞きした話で、結局そういう事実はあったというぐあいに思うのですけれども、ここで私がお聞きしたいのは、畜産クラスターで牧場規模拡大を行った農家の人とその地域、これ畜産クラスターは地域挙げての取り組みだということで皆さん共通の認識だと思うのですけれども、その畜産クラスター事業を取り入れて牧場経営している、その人たちが将来この農家がやめるだろうということを想定して、そこに新規就農を入れたら困ると、私の事業計画が成り立たなくなるよという議論がされた場合は、地域挙げてのクラスター事業だといううたい文句ですよ、地域。だから、そこにクラスター事業で牧場経営をやっている人が、この農家、将来的にやめられるなというところの土地を当てにしてというか、その人がやめたらこの土地を自分のものに、ものといいますか、取得できるなということ想定して経営やっている場合、やっぱりそこに新規就農を入れるということは計画、想定される場合、この先ほど紹介された団体の中でここは畜産クラスターで事業が展開されている農家だなど、この土地はこの人の将来目標に向かってやっていくには、この人の土地はこの畜産クラスター事業を取り入れていっている農家に行くべきだなどという、そういう議論にはなるのですか。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えします。

今、渡邊委員おっしゃったように、クラスター事業については、農地というのはほとんどクラスター事業に関係ございませんので、土地ありきのクラスター事業ではないの

で、先ほどおっしゃいました新規就農で、先ほど入れなかったという事例をちょっと今考えてみたのですが、たまたま経営継承で入りたかった農地が隣接する農家さんの了承が得られなかったので入れなかったということはちょっと、先ほどおっしゃっていた入れなかったのではないのかというのは、それは協議会で決めたのではなくて、その前段の話し合いで新規就農を諦めたということだと思います。

クラスターについても先ほども言いましたが、農地があつてのクラスター事業ではございませんので、農地を幾ら確保してこのクラスター事業ができますということではありませんので、農地があるからないからというのは事業の展開には何一つ影響するものではないというふうに考えています。

○委員長（川村多美男君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 農地のあるなしには関係なくクラスター事業が展開するという、その説明にはちょっと。

まあ、そういうことで、その辺先ほど紹介された団体の中で、今後議論されるようなことになるのかどうかということも聞きたかったのですけれども、それと、もう一つ、そういうクラスター事業が展開されている地域で、誰か継承してくれないかなという希望する農家があったとしたら、そういう意味では、クラスター事業で事業をやった農家がぜひこの土地はということになれば、その人が優先されるということはないのですね。先ほど土地は関係ないという言い方していましたがけれども、議論の中では……

（「ちょっと待って」の声あり）

○委員長（川村多美男君） まだ。

（「質問終わってないよ」の声あり）

（「ちゃんと終わってないでしょう」の声あり）

○委員（渡邊定之君） いや、いいです。

○委員長（川村多美男君） ちゃんと終わってないよ、いいのか。

○委員（渡邊定之君） わかってくれたと思うのです。

○委員長（川村多美男君） いやいやいや。

○委員（渡邊定之君） いう質問しようとして。

○委員長（川村多美男君） もういいのか、質問は。まだ続きあるのか、今の。

（「意味をわかってくれたから」の声あり）

○委員（渡邊定之君） 手挙げて、僕の言っている質問の意味を理解してくれたのだなと。よろしくお願いします。

○委員長（川村多美男君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 新規就農の受け入れと既存の農家の農業の展開方針のどちらを優先させるかというご質問でないのかなと私は理解をして手を挙げたのですけれども、基本的には地域の中で新規就農をどういう形の中で受け入れるか等々については、これ全員の了承という形にはならないかと思えますけれども、ある程度地域の中で既存の農家の皆さん方の農家のこれから先どうしたいという意向があって、それと同じような中で新規就農というお話があるというぐあいに私は理解しております。

ましてや、農地の問題等々については、これは地域全体の中で農地をどう守っていくかという話がやはり優先されるべきものであって、新規就農を受け入れる、これが先にありということではないということ、これから、今までもそうやって私どもとしては、推進をしておりますので、今後においても、あくまで地域の中の合意形成、ただ、その中で、結局地域の皆さん方の中で自分の経営よりはやっぱり新しく新規就農を受け入れたほうが良いという、そういった合意形成も実際にはあろうかと思えますけれども、そこら辺についてはやはり協議会の場でどうこうということではなくて、あくまで地域の中で判断をしていただきたいという考えでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（川村多美男君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう意味では、地域の中でということ、なかなか地域の中でその議論ができないのが現実だというぐあいに思うのです。そういうきっかけをつくってくれる、そういう組織が酪農振興会とかそういうことなのかもしれませんけれども、そういう意味では、この状況に僕は農家戸数を減らさない、町の人口を減らさない、そういう観点から考えたら、やはり新規就農というのは、そういう目標に向かって非常に大きな役割を果たすことではないかなというぐあいに思って質問したのですけれども、今後そういう意味では、クラスター事業が展開されているのと、新規就農との関係はそういう意味ではないというぐあいに理解してよろしいですね。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えします。

新規就農とクラスターというのはリンクしているものではございませんので、先ほども町長も話したように、地域での話し合いによって選ばれた人がクラスター事業に乗ることになっておりますので、ご理解願いたいと思えます。

○委員長（川村多美男君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 地域で選ばれた人というのは、先ほど紹介された団体の中で、この人新規就農にふさわしいのではないかと決めるのではないのですか。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 違います。人・農地プランというのがございまして、そこで地域で将来就農をさせるべきとか主体となる農業者というのが決まっております、そこに登載されている方というふうになっております。

○委員長（川村多美男君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） ちょっとしつこいようですけども、どうですかという、そういう地域に問かけるといふか、こういう方を地域で受け入れますかというような話し合いとかは、そういう地域に振り方をするわけではないのですか。例えば酪農振興会、連合会とか、例えば、もっと小さくいえば、僕らの部落では中虹酪農振興会みたいなところにね。

○委員長（川村多美男君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうから基本的な考え方を再度お答えしたいと思いますけれども、経営継承をしたいという農家がもしあったとしますね。その方が丸ごと居抜きで経営継承したいということでそういう希望を出されると。それを応える人がもしいたとしても、例えばその周辺等々にその方が離農された後は私のほうが欲しいという方がいた場合にどういう調整をするのかということになるし、地域全体の中でお話をして、いや、これはこういう居抜きで経営継承という希望があるので、それを尊重しようという形で実現されたのが虹別の例だというぐあいに思います。

ただ、これまで、そんなに、今まで制度としてあっても、なかなかうまくいかなかったのは、そこでやっぱり、逆に言うと、地域の中の、今、近隣の農家の皆さん方の中も、やはり自分の経営に対してはこういう形でということがありますので、これはあくまで農地をどう効率的に使うことに関して、これは先ほど言いました多くの関係者の皆さん方の中で調整をしていただいて、例えばそういう農地があった場合に、自分の経営のこれから展開は考えているけれども、それよりは、例えば新規就農を受け入れたほうがいいと考えられた方があって、初めてこの経営システムというのは実現することになるわけです。

だから、それを全体の中でどちらが優先とかどちらが優先しないとかいうことではなくて、私どもあくまでやっぱり現在経営をされている農家の皆さん方がこれから先も継続的に経営を続けているということが、これ前提なわけです。そうでない場合にどうするかということなので、だからどちらが優先とかいうことではなくて、いわゆる出し手があって、受け手があって、では、それをどうするかというのは、これは先ほど言いました協議会の中で、農業関係の皆さん方が全部入っていますので、その中で協議をして

皆さんで決めていただくということしかないということで、ぜひご理解をいただきたい
と思います

○委員長（川村多美男君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） きのう一般質問の中で僕の答えに町長は大変畜産クラスターが
還元されているというような答弁ありましたし、そういう意味ではちょっとこのクラス
ター事業とそういうことのかかわり合いがあるのかなという部分で質問させていただきました。

最後に、こういう自分の農場を継承したいという農家の希望を受ける窓口というのは
今どこになっていますか。窓口はありますか。

○委員長（川村多美男君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えします。

窓については農協、町でも農林課でも受けていますし、JAでも受けております。

（「終わります」の声あり）

○委員長（川村多美男君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○委員長（川村多美男君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君）（発言席） 先ほど内容審議で高齢者等の住宅改造補助金という
ことで二、三点お聞きをいたしました。内容をもう少し詳しくお聞きをいたしたいと
思います。

この住宅改造に関する規則というのは、さかのぼること平成8年にできているわけ
ですから、もう22年になろうとしておりますし、当時の状況というのは、私も当時は一般
人としていたのですが、そのころ多分、日本全国的には高齢化になりつつある、少子高
齢化の時代に入ろうという時代にこの施策がなされたのだなど、こう思ってずっと見て
おりました。規則の改正については、その都度見直し等々をしながらやっていたのは、
条例を見ればわかることですが、その間、住民からのいろんなことの利便性、事を踏ま
えて、直近では申請行為の業者が直接代理請求できるなど、非常にそういった面では使
い勝手のいいようになってきたなど、そういう評価も受けているところでございます。

改造ということですので、一般的には非常にハードなイメージがございますが、この規則を見ますと、その中には改修に近い、簡易といたしまししょうか、そういったものも含まれておりまして、標茶町のこのメニューの中には、先ほども言いましたが、改修、金額的にはそうでもないのではないかと、そういうことも含まれておりますし、また、条件的には所得制限がございますから、介護制度にのっとった身障者のための制度でもあると、そういう認識もいたしておりますが、ただ、一般の人からちょっと若干聞かれた中で、先ほど言った改修的なものほどの程度のものをいうのですかということで、私はそのとき全ての業者さんをお願いして見積もりをとって、工事費を見積もって、そして代理的に担当課のほうにそれを申請行為すると。のみならず、みずから自助努力でそういった簡易なものをカタログなり、今回、材料等もあると思っておりますが、そういった面も含めて、いった経緯があるのではないかと、今まで。

そこで、この1年間、これは決算認定では出てくるものでもないですし、特に事務報告書にもその実績等載っておりません。ですから、こういう補正の中で若干お聞きしたいなという意味でちょっと詳しくお聞きしたかったのですが、この3年間で総合計画、27年から28、29で400万円ほど計上して出ておりますね。それを振り返って、この3年間、29年度先ほどお聞きしましたので、このぐらいだろうということをお聞きしましたが、まず振り返ってこの3年間の実績度からすると、どのようなことを総括的にお考えになったのか、その辺まずお聞きをしたいなと思っております。

○委員長（川村多美男君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

金額等はちょっと把握しておりません。件数でいきますと、26年度が1件、27年度が2件、28年度はなかったというふうになっております。一応件数でいきますと、そのような状況です。29年度につきましては、現在予定含めて、先ほど述べましたとおり4件ということでございます。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） その中で、この改造にかかわることですので、先ほどちょっと思ったのですが、いわゆる改修と改造のすみ分けをする場合、その他の規則の中には一応町長が判断するということにもなっておりますし、改修部門というのは何件か過去にございましたけれども、改修に近い改造ではなくて金額的なものも含めて、仮に10万円以下にしまししょうか。5万円、3万円というのもありますし、そういう面も改修、今回のこの改造にかかわる、のっとって申請行為があったでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えします。

主な部分につきましては、例えば玄関先のアプローチの増設ですとか、あと室内の手すり等、あと段差解消等の、主にそういったような改修、改造ということになっております。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 仮に、そういったやや改修に近いようなものの、こういううちの中を変えていきたいと、そういう要望は、私は、いつか町長もおっしゃったかなと思うのですが、この申請行為というのは、これから高齢化がますます進んでいく中で、この制度は知らない方も結構多いのですよね。なおかつ、業者さんも専門の方が把握はしていらっしゃいますが、どういった方向でいくかというのはこれからの大きな課題だと思いますし、総合計画でこれから第4次の策定もかかっているようでございますから、そういった意味で周知の方法と、また一方、これは道のほうでもそういう支援体制というのを市町村に呼びかけております。支援というのは、例えば専門員を派遣したり、相談に乗ったり、そういうのは積極的に道でも受け入れているようですし、そういった派遣を大いに活用してくれと、そういうのも道のほうではホームページにも載っておりますし、そういった面についてはどのように捉えていますか。

○委員長（川村多美男君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

この規則につきましては、一応、高齢者等住宅改造費という名目になっておりますけれども、内容としましては、おおむね65歳以上の高齢者または重度の身体障害者（児）というふうになっております。65歳以上の方であれば、介護保険の認定を受けている方がこの事業を主に使っているということでございますので、介護保険等につながっている方であれば、例えば住宅改修業者さんを今般集めて説明会を開催したりしているところでございます。あくまで町内の業者さんでございませけれども、です。この説明会に参加された業者さんにつきましては、この身体障害児のほうについても情報提供できるのかなというふうに考えております。ただ、これによらない部分につきましては、やはりそういった方々に対する情報提供ですとか、あと利用者さんへのこういうサービスもありますよということは、周知をしていかなければならないというふうに考えております。ただ、その辺につきましては、今後、周知等を努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） いわゆる周知の方法というのは、今までだと限られた人方が対

象ですから、全町的にこうだということではなくて、なるべく活用してくださいというのがこの福祉対策の一環だと思いますし、先ほども言いましたけれども、私は政策として福祉政策の中では上位だと思っておりますし、総合計画もきちっと提示しておりますから、まずそのPRと、それと先ほどもお聞きしましたが、道のほうからの支援体制というのは、どのように捉えているかということをお聞きしたのですが、その辺はいかがですか。

○委員長（川村多美男君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 道の支援体制につきましても、具体的な内容につきましてはちょっと承知しておりませんが、活用できるものにつきましては活用していくということで、そういう考えでおります。

○委員長（川村多美男君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それで、この工事一覧表を見ますと、若干見直しをしたほうがいいのではないかとというような改造内容が出ています。

そこで、その他の欄も、改造の中にその他という項目がございますが、もう少し改修に近いのも利用できますよ、活用できますよということの、こういった、いわゆるソフト的といいたいまいしょうか、金額的にもそうでないのも利用できますよ、そういうこともひとつこの一覧表に載せて、そしてそういう方たちの対象になる方に説明できる、我々も説明できる、そういった面もぜひ検討していただきたいと思うのですが、これは第4次の次年度の計画については金額と同時に、多分それも検討されるのではないかと思います。ぜひそういった改造内容について、ハード部分ではなくて、そういうものをハードの中の一環として規則の中に載せると。そうすればもっともそれが浸透していく。そして、なおかつ喜んでいただけるというかな、そういう面では大いにいい施策だと思いますが、最後にこれを聞いて、この件は終わりにしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

この制度につきましては、委員お尋ねのとおり、20年前にでき上がって、それぞれ変遷を繰り返してきたというふうに思っております。例えば住宅までの道路までのアプローチ部分というのも拡大したとかというのもあったというふうに記憶しているところであります。

そういう部分では、それぞれ変化もしていくものだというふうに思いますし、その中では住民の皆さんに身近で活動してらっしゃいます民生委員さんのご意見、それからまた関係する委員会等のご意見もあると思いますので、その求められるニーズについては

的確に捉えながら対応してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(「終わります」の声あり)

○委員長(川村多美男君) ほかにご質疑ございせんか。

櫻井君。

○委員(櫻井一隆君)(発言席) 私は、阿歴内地域における学校跡地の活用についてお伺ひしたいと、こう思ひます。

この学校跡地については、号線を含めて標茶町が用地を買収し、水耕栽培と将来のレストランあるいは宿泊等をやりたいという東京の会社にたしか賃貸か何かで貸したような説明だったと思うのですが、今それはどのような状態になっているか、把握されておられますか。まず、そこからお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長(川村多美男君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) お答えいたします。

たしか3月の定例町議会で本多委員のご質問にお答えしたというふうに記憶しておりますが、現在、教員住宅のほう1棟に事務所を構えて現地の職員を採用されております。8月の下旬に会長が標茶のほうに見えられておりましたので、お会いしております。現在、ニンニクの水耕栽培のほうについては、教員住宅の裏側の町の施設、物置か何かになっていた施設なのですが、その改造を今進めているというふうにお伺ひしておりますし、水耕栽培のキットというのですか、その部分についても現在発注中だというお話を聞いております。少し時間的にはおくれぎみではありますが、事業としては進めているというふうに聞いておりますし、将来的にはその後の第2弾としては、学校施設のほうも活用した計画があるというふうにお伺ひしております。

○委員長(川村多美男君) 櫻井君。

○委員(櫻井一隆君) この地域において非常に将来性のあるそういう、また、希望のあるそういう施設にというか、そういうものが入ってくるということで、非常に期待しているところですが、なお私が感ずるところを率直にお話しすると、かなりおくれしているなというふうに思ひわけです。それで、ここで働いている人たちにつきましても、やはり町跡地というようなことで、町も一枚かんでおるのだなというような中で頑張っていきたいと、こういうふうにお思ひしているようですので、今後ともこの阿歴内地域における非常に大切な学校跡地でございますので、遅滞のないような進め方で町がどこまで関与できるかは別として、皆さんも注目されていると思ひますので、後から辛酸をなめるようなというか、砂をかむような思ひをしないうに努力していただきたいと、

そう思います。よろしいでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 委員おっしゃられているとおり、町としては振興委員会のほうに、これは企業誘致等の町の委員会になりますが、その中でもご意見いただいておりますし、地域会のほうにもお話しさせていただいて、地域会もできる協力はしたいというお話もいただいております。現在、学校跡地ということで、町有施設でありますので、町としてどこまでかかわれるか、事業者さんとも十分連携をとりながら可能な限りの協力、支援をしながら、ぜひ成功できるように進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） ぜひ水耕栽培が成功するように、今後とも努力され、そして援助できるところは援助して成功に導いていただきたいと、このように思い、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） 討論はないものと認めます。

これより議題2案を採決いたします。

議題2案は、原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号、議案第63号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（川村多美男君） 以上で議案第62号・議案第63号審査特別委員会の審査は終了いたしました。

これをもって議案第62号・議案第63号審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 1時18分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 川 村 多美男